六　石油精製業　石油精製工程に係る事業活動
七　ゴム製品製造業　ゴム製品の製造工程に係る事業活動
八　板ガラス製造業　板ガラスの製造工程のうち素板工程に係る事業活動
九　ガラスびん製造業　ガラスびんの製造工程に係る事業活動
十　セメント製造業　セメントの製造工程に係る事業活動
十一　石灰製造業　生石灰及び軽焼ドロマイトの製造工程のうち焼成工程に係る事業活動
十二　高炉による製鉄業　次のイ及びロに掲げる事業活動
イ　高炉による銑鉄の製造工程に係る事業活動
ロ　鋼材の製造工程に係る事業活動
十三　電気炉による普通鋼製造業　次のイ及びロに掲げる事業活動
イ　電気炉による粗鋼の製造工程に係る事業活動（普通鋼製造業に係るものに限る。）
ロ　鋼片から普通鋼圧延鋼材を製造する工程に係る事業活動
十四　電気炉による特殊鋼製造業　次のイ及びロに掲げる事業活動
イ　電気炉による粗鋼の製造工程に係る事業活動（特殊鋼製造業に係るものに限る。）
ロ　鋼片から特殊鋼製品を製造する工程に係る事業活動
十五　アルミニウム製造業　次のイ及びロに掲げる事業活動
イ　半製品（スラブ及びビレットをいう。ロにおいて同じ。）の製造工程に係る事業活動
ロ　半製品からアルミニウム製品を製造する工程に係る事業活動
十六　自動車製造業　乗用自動車の塗装工程（乗用自動車の車体（バンパーを除く。）の塗装工程に限る。）に係る事業活動
十七　発電事業　発電に係る事業活動
十八　貨物自動車運送事業　貨物の運送（冷蔵又は冷凍設備を有する事業用自動車によるものを除く。）に係る事業活動
十九　内航海運業　主たる貨物が鋼材（その原材料及び副産物を含む。）である運送に係る事業活動
二十　航空輸送事業　貨物又は旅客の輸送に係る事業活動
（脱炭素成長型投資事業者の移行計画）
第三条　法第七十三条第一項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項を記載した別記様式による計画書を届出年度の九月末日までに提出することとする。
一　二酸化炭素（事業活動に伴う他人から供給された電気又は熱を使用する場合における当該電気又は熱の供給に係る二酸化炭素を含む。）の排出量に関する事項
二　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資その他の事業活動に関する計画の内容及び期待効果に関する事項
（移行計画の公表）
第四条　法第七十三条第二項の規定による公表は、同条第一項の移行計画の提出後、インターネットの利用により行うものとする。

附　則

この命令は、令和八年四月一日から施行する。

別記様式（第３条関係）

移行計画書

年　月　日

殿

住　所
名　称
代表者の役職及び氏名

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第73条第１項の規定により次のとおり提出します。